

No. 11

制 度 名	市街地再開発県道支援事業	主管課名	都市整備課 市街地整備室		
		問合せ先	029-301-4622		
目的・趣旨	都市計画道路の整備費に対し、国庫補助裏分の負担を県が行うことにより、市街地再開発事業の円滑な推進を図る。				
<p>[対象団体] 市町村及び市街地再開発組合等</p> <p>[対象事業] 市街地再開発事業の施行者が一体的に整備を行う都市計画道路のうち、県が将来県道として管理することとなる道路の整備費に対し、国庫補助裏分を県が負担する。</p> <p>[補助要件等] ・国庫補助事業として採択された市街地再開発事業であること ・施行区域内に、将来県が管理することとなる都市計画道路（県道）が含まれること</p> <p>[対象経費] 都市計画道路（県管理）の整備に係る経費</p> <p>[補助限度額等] 「県負担額」＝「補助基本額」－「国庫補助金※」 ※国庫補助金（＝補助基本額×補助率）は、採択を受ける補助事業種別により補助率が決定する。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
社会資本整備総合交付金（通常）		1/2	1/2	－	－
社会資本整備総合交付金（重点配分対象事業及び原発特措法適用路線の場合）		5.5/10	4.5/10	－	－
[令和8年度当初予算額] －千円		[令和8年度補助対象団体] －団体			
[備考]					